



2025 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社マーケットエンタープライズ
代表者名 代表取締役社長 小林 泰士
(コード：3135、東証プライム)
問合せ先 常務取締役 今村 健一
(TEL. 03-5159-4060)

差金決済型自社株価先渡取引契約の期限前解約に関するお知らせ

2025 年 2 月 14 日付適時開示書類「差金決済型自社株価先渡取引契約の一部期限前解約に関するお知らせ」にて一部期限前解約を公表しました、2022 年 9 月 14 日付適時開示書類「差金決済型自社株価先渡取引の締結に関するお知らせ」記載の差金決済型自社株価先渡取引契約について、本日株式会社 S B I 証券（以下「S B I 証券」）に対し、2025 年 5 月 21 日を期限前解約基準日として、その全部について期限前解約を通知いたしましたのでお知らせいたします。

（注）なお、2025 年 2 月 14 日に公表しました一部期限前解約の対象となる当社普通株式の売却につきましては、2025 年 4 月 2 日付適時開示書類「営業外収益（デリバティブ解約益）計上に関するお知らせ」にて公表しましたとおりすでに完了しております

S B I 証券からは、前回の一部期限前解約同様、「売却清算方式(期限前)」により清算を行う旨の連絡を受けております。この場合、S B I 証券は、期限前解約基準日から 3 ヶ月以内に期限前解約対象株式と同数の対象株式を売却することになり、売却手法・売却時期等、売却の具体的な方法は S B I 証券の裁量によって決定されますが、S B I 証券が市場環境、当社株式の売買金額等の諸条件を勘案し、その時点で需給バランスへの影響を抑えることが可能と思われる合理的な売却方法を検討する旨を、確認しております。また、売却することにより法令等に違反するおそれがある場合や、社会通念上不当な結果を招く合理的な可能性がある場合には、売却そのものを行わないことができます。

また、本件解約により、当第 3 四半期連結会計期間末においては評価損益であった本取引による損益が確定することになります。損益が確定し、業績予想の修正等が必要となった場合は速やかに開示いたします。

（ご参考）期限前解約に係る内容

- （１）売却対象となる株式総数 : 200,000株（上限）
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.7%
- （２）売却期間 : 2025年 5 月21日～2025年 8 月21日

以上